

1 審議会要旨

- (1) 開催日時 令和元年（2019年）7月12日（金）
午後2時00分から同4時30分まで
- (2) 開催場所 宝塚市立男女共同参画センター 学習交流室1A
- (3) 出席委員等
本日の出席委員は、10人中6人で、次のとおりである。
徳尾野会長、岩井委員副会長、中嶋委員、田野委員、磯部委員及び高松委員である。
なお、定足数である委員の2分の1を超える出席があったので、宝塚市景観審議会規則第6条第2項の規定に基づき会議は成立した。
- (4) 会議の内容
ア 事務局長は、宝塚市景観審議会の運営に関する規程第3条第1項の規定に基づき、本日の議題に係る会議は公開であることを確認した。
イ 徳尾野会長は、議事録署名委員として、10番高松委員及び1番岩井委員を指名した。
ウ 議題第1号 景観重要建造物K S 邸の指定の指定について（諮問）について審議を行った。
エ 議題第2号 都市景観形成建築物等（第7号）の指定の解除について（諮問）について審議を行った。
オ 議題第3号 景観重要建造物K R 邸の指定の指定について（諮問）について審議を行った。
カ 議題第4号 都市景観形成建築物等（第11号）の指定の解除について（諮問）について審議を行った。
- (5) その他協議事項
ア 花のみちリニューアル整備計画について道路管理課から説明を行い、意見を伺った。

2 会議要旨

会長 | それでは議事に入ります。議題第1号・3号「景観重要建造物の指定について」と、議題第2号・4号「都市景観形成建築物等（第7号・11号）の指定の解除について」につきましては、第1号・3号の景観重要建築物が可決・指定された場合、連動して同物件である第2号・4号の都市景観形成建築物等の指定解除が必要となることから、一括して審議を行いたいと思います。また、この4議題は、市長より諮問を受けておりますので、採決の必要がございます。
では、事務局より説明をお願いいたします。

(1) 議題第1号・議題第2号

【説明】

事務局 | それでは、議題第1号「景観重要建造物K S 邸の指定について」と、議題第2号「都市景観形成建築物等（第7号）K S 邸の指定の解除について」を併せて説明させていただきます。
「宝塚らしさを感じる」都市景観の形成において、自然や歴史・文化を「守る」取り組みの一つとして、条例に基づく都市景観形成建築物から景観法に基づく景観重要建造物への移行を順次行っており、現在のところ2件の景観重要建造物を指定しております。
景観重要建造物の「指定の方針」と、「指定の基準」について、再度になりますが、説明させていただきます。

「指定の方針」は、景観計画の中で定めています。「地域にとって良好な景観の形成上、重要な存在であると認められ、公共の場所から容易に見ることができる建築物」で、次に説明するいずれかの基準に該当するものを「景観重要建築物」として指定します。「指定の基準」は、市の景観を特徴づけている建築物、歴史的、文化的または建築学上から価値のある建築物、市民に親しまれている建築物、景観の形成のために市長が必要と認める建築物です。

平成 29 年 12 月 1 日に、指定第 1 号となる高碕記念館、第 2 号となる正司邸を景観重要建築物として指定いたしました。本日は、K S 邸を指定するために諮問させていただきます。

景観重要建築物の指定の手続きについては、宝塚市都市景観条例第 29 条第 1 項により、「市長は、景観法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建築物を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。」と規定されておりますので、本日諮問させていただきます。

では、K S 邸の概要について説明させていただきます。

物件名はK S 邸です。現在は条例に基づく都市景観形成建築物等第 7 号に指定されているほか、「ひょうごの近代住宅 100 選」に選定されています。また、今年 3 月 29 日に、母屋、表門、中門、東門が「国登録有形文化財」に指定されました。

K S 邸の位置ですが、資料の緑色の部分が、阪急電鉄雲雀丘花屋敷駅です。赤色の部分が物件の位置になります。駅から北側へ上がった高台に位置しており、敷地の南側には、景観重要建築物指定第 1 号の高碕記念館があります。

こちらが、配置図です。敷地の南側に道路があります。道路の南側が高碕記念館です。

建築物の概要は、敷地面積 686.07 m²、母屋の延べ面積は、206.67 m²です。建物の構造は、木造 2 階建て、建物用途は一戸建ての住宅です。敷地内には母屋の他にアトリエ棟があります。

K S 邸は、1927 年（昭和 2 年）頃に雲雀丘住宅地 付近一帯の住宅建設を手掛けた「あめりか屋」により建設されたと言われていています。敷地は段丘上の南斜面で雲雀丘の閑静な住宅地にあり、道路からは庭の豊かな緑越しに洋風の外観を見ることができます。進駐軍による接収なども含め、増改築が行われていますが、元の姿を活かしながら生活しやすいように改造されていて、庭は丹精込めて手入れされ、愛着をもって住みこなされています。

次に、外観の特徴について説明いたします。ドーマーウインドウのある大きな切妻屋根、左右非対称の妻面のデザイン、大きな温室等が特徴です。プランは和洋折衷ですが、外観は洋風で、外壁はモルタル掻き落としの白壁です。建物基部の乱れ石貼りがアクセントになっています。屋根は緑色の洋瓦葺き、一部銅板葺き等ですが、洋瓦葺き以外の屋根も緑色で統一されていて、白壁との対比が美しく見えます。玄関ポーチはモザイクタイル貼りで、壁面には石彫りのレリーフが埋め込まれたアーチ状の入口で、エントランス空間を演出するデザインが細かく施されています。

次に、庭・外構などの特徴ですが、南側道路沿いや駐車場周りは、腰石積みにサザンカやサルスベリなど、多様な樹木が植えられ、緑豊かな景観を創出しています。

主庭には 1 階床面と同じレベルの大きなウッドデッキが設けられ、コニファーやハーブ等の植栽された庭園と調和しています。

また、敷地の外周は自然風の庭となっていて、針葉樹等が鬱蒼と茂り、北庭には自然の地形を生かした散策路や祠があります。

駐車場から玄関へ至るアプローチの舗装や門柱は、建設当初からのものと思われ、自然石の乱貼りや玉石埋め込み等で細かくデザインされています。道沿いは、木々が豊富であるため、前面道路からは、2連アーチ窓のある妻壁の上部や温室程度しか見えませんが、その洋風の外観はランドマーク的な存在感があります。表門から、屈曲したアプローチを進むにつれ徐々に建物が現れてくるさまは、建物を効果的に演出し印象づけます。

次に保全・整備の基準について、説明いたします。先ほど説明しました外観の特徴のうち、特に特徴的な部分を中心に保全することになりますので、保全・整備の方針は、建物の位置と外観、沿道から見える木々を中心に保全することとします。外観・意匠・構造・材料・色彩に関しては、現状の位置で保全し、建物外観の意匠、材料、色彩について現状の保全に努めることとします。また、外観の特徴である釉薬洋瓦葺き、銅板葺きの切妻屋根を保全し、建設当初のものと考えられる外壁レリーフや玄関ポーチのモザイクタイル等の装飾を保全します。

敷地の利用、植生に関しては、自然的地形及び建設当初から植栽されている樹木の保全に努め、特に沿道から見える樹木は重点的に保全します。また、建設当初のものと考えられるアプローチの玉石埋め込み乱貼り舗装や、玉石埋め込みの門柱などを保全します。

保全・修復に関しては、外観のイメージが変わらないよう、瓦や外壁の色彩や、代替品の材料の選定に配慮すること。増改築はされていますが、元の姿を生かしながら生活しやすいよう愛着をもって改修されていますので、今後も現状のまま維持保全するよう努めることとします。

内部の使用材料に関する事項については、建設当初のものと考えられる玄関及び玄関ポーチ床のモザイクタイルを保全することが望ましい。ステンドグラスは後に追加されたものであるが、建物と調和し魅力を高めているため保全することが望ましい。

次に、指定の範囲について説明いたします。指定範囲は敷地全体とし、母屋、庭園を、景観重要建造物として指定します。以上、ご説明しましたK S 邸は、市や雲雀丘地区の良好な景観の形成に大きく寄与しており、歴史的にも建築学上も価値のあるものですので、景観重要建造物として指定する十分な価値を有しているものと考えております。

今後の予定ですが、指定名称は、都市景観形成建築物の指定名称を引き継ぎ、「K S 邸」とします。指定日は、本日の景観審議会でご答申をいただいた後、所有者に書面による同意を頂き、指定の告示を行う予定です。

引き続き、議題第2号「都市景観形成建築物等（第7号）K S 邸の指定の解除について」を説明させていただきます

宝塚市都市景観条例第25条第4項の規定、「市長は、都市景観形成建築物等が景観法第19条第1項に規定する景観重要建造物に指定されたときは、都市景観形成建築物等の指定を解除するものとする。」により、景観重要建造物に指定されると都市景観形成建築物の指定の解除の手続きが必要になりますので、併せて、議題第2号として諮問させていただきます。

K S 邸の都市景観形成建築物等の指定番号は第7号、指定年月日は平成11年10月1日です。景観重要建造物の指定について、所有者に書面による同意を頂

き、指定の告示を行った場合、都市景観形成建築物等の指定を解除いたします。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑応答】

- 会 長 それでは、ご意見やご質問がありましたらお願いします。
- 委 員 議題書 1-8 ページですが、概要に建物の「延床面積」との記載がありますが、建築基準法上の用語と整合させるために「延べ面積」に修正をお願いします。
- 事務局 修正いたします。
- 委 員 議題書 1-7 ページで、建物外観について 2-（2）で「保全に努める」としていて、2-（3）では特徴のある外観で「保全する」と意識的に使い分けられているのですが、その使い方について教えてください。議題書 1-9 ページで指定区域は赤で囲まれています。樹木の種類と配置については参考であると記載があり特に指定対象となっていないように受け取れます。3-（1）で敷地内樹木については「保全に努める」、沿道から見える樹木は「保全する」と記載されています。大事だから「保全する」のであれば、景観重要樹木に指定すべきだと思いますが、指定していないのに「保全する」と表現している考え方を教えてください。
- 事務局 まず、「保全する」という表現は、既存をそのまま残すこと、「保全に努める」という表現は、同等品または類似品で当初のイメージを損なわず残すこととして、表現を使い分けています。
現在のところ、景観重要樹木の指定は行っていません。敷地内樹木の植栽に関しては当初のイメージを損なわないものであれば、樹種を変更してもよいと考え「努める」としております。一方、沿道沿いに関しては、道路景観などに配慮して、できる限り同じ樹種が残るように「保全する」と表現しています。
- 委 員 説明された考え方であれば、2-（4）の当初のものと考えられる玄関ポーチ等のモザイクタイル等の入手困難なものを「保全する」と表現するのは、先ほどの説明と整合がとれていないと思います。また、樹木についても「保全する」と表現するのであれば、助成の対象となるよう、景観重要樹木に指定すべきだと思います。
- 事務局 表現については、整合性も含め検討させていただきます。
植栽については、指定区域内の老木の植え替え等を助成の対象としておりますので、一本ずつを指定するのは控えたいと考えております。
- 事務局 ここで、本日欠席されています委員から事前に頂いたご意見を照会させていただきます。
「敷地南西（表門左）に 2 本、東に 1 本ヒマラヤスギがあります。雲雀丘の開発当初の特徴的な植栽ですが、大きくなりすぎて個人では管理できなくなりますので、ヒマラヤスギの保全については、今後柔軟に対応できるようにしておいた方がよいと思います。」との意見を頂いております。このご意見を踏まえ、敷地内の樹木については、維持管理のことも考慮し、「保全に努める」とさせていただきます。

- 委員 助成金の対象となるのは、どの範囲で何が対象となるのかについて教えてください。
- 今回、指定範囲は敷地全体で、母屋と庭園が指定対象と説明がありました。
- 庭園や樹木の考え方については先程伺いましたが、国登録有形文化財となった門が何故指定されていないのですか。園路の舗装や石積みの擁壁、祠、ウッドデッキやアトリエ棟についてどう考えているのですか。指定の際に、これらが助成の対象になるのかについて、明確にしておかなければ、後々問題になると思います。
- 事務局 アトリエ棟は、他の建物に比べると比較的新しく、景観重要建造物として指定すべき特徴はありません。また、ウッドデッキについては建物と一体となった景観になっていますので指定対象としています。赤い線で囲まれた区域内の建物でアトリエ棟以外を指定対象としています。
- 委員 その場合、将来的にウッドデッキを撤去したいとなった場合に撤去できなくなります。祠も壊してはいけなくなります。
- 指定の対象外となるものは、図面にその範囲を示し、対象外である旨を明記する必要があります。現在の表現では、指定後、アトリエ棟以外は変更できなくなってしまう。
- 事務局 どれが重要建造物の指定対象となるか、一つ一つについて所有者とまだ協議が出来ていませんが、助成金については、柔軟に取り扱いたいと考えており、アトリエ棟以外の部分の維持管理について、助成対象としたいと考えております。
- 委員 そのように、柔軟に対応されることは良いことだと思いますが、指定対象になるものと指定の対象外となるものは、明確にしておく方が良いと思います。
- 事務局 指定通知書において、指定範囲を母屋と庭園とし、別添配置図に示す範囲とすると明記しますので、所有者と協議し、配置図の中で、指定の対象外とするものを明確に表現させていただきます。
- 委員 「庭園」というのは何を指しているのですか。
- 事務局 これまでの指定物件において頂きましたご意見を踏まえて、このような表現に統一しています。
- 委員 ウッドデッキなどは、建築物なのか微妙ですね。
- 事務局 ウッドデッキや祠は、庭園に含まれるのか、建築物に含まれるのか、判断が難しいですが、過去には石灯籠を庭園の一部として指定しました。
- 委員 門は工作物なので、一般的には庭園に含めないと思いますが、庭園に含まれると解釈できるよう、図面できちんと表現されていれば良いと思います。

委員 ブロック塀は指定対象ですか。

事務局 ブロック塀は指定対象外です。

委員 この配置図では、指定対象外のものが分かりにくいので、色を変えるなど工夫して明記したほうが良いと思います。

委員 建物の保全に関しては、出来るだけ建築当時の材料を使用するのが原則ですが、文化財の場合にも同じ材料が手に入らない場合には、同等の新しいものに入れ替えます。「保全する」と表現すると昔の物を残さなければならないと受け取られるように思いますので、文言の整理をお願いします。

事務局 「保全する」、「保全に努める」以外に的確な表現があれば教えてください。

会長 「保存」と表現すればオリジナルを残す、「保全」は安全に保つという意味として材料が替わっても良いと受け取れると思います。

委員 文化財の場合も、「保存」としていても、壊れて使えなくなったのであれば他の材料で修繕します。厳格に出来る限り古い物を使用しますが、使えない部分だけを他の材料で修繕します。建物の位置は厳守する必要がありますが、表現ついて整理をお願いします。

委員 K S 邸の相続に関しては、どのような状況ですか。指定することについて、次の世代の方も納得された上で所有者は同意されているのですか。

事務局 口頭ですが、後継者も含めて、指定することに同意する意向だと聞いております。答申をいただいた後に、改めて書面で同意をいただく予定です。

委員 最近では保存継承計画のようなものを提出してもらうことを始めている行政があります。
所有者を縛るものではありませんが、保存継承についての計画を作成して頂くことで、どのように守っていくかを考えて頂けます。万一、売却された時にも、購入された方に対して、計画書を示して、何とか維持してもらおうとしています。
元の所有者の、保全についての意志を伝え、新しい所有者にも、維持保全について理解して頂くための取り組みです。

事務局 所有者が変更する場合を考慮して、同意書には、「所有者・管理者が変更される場合は本同意内容を継承させること」と記載することにしています。

委員 それは、一般的に同意書には記載されているものです。保存継承計画というのは、同意書に記載された継承事項とは別に、個々の家の事情などを考慮した継承計画を書いてもらうものですので検討してください。

会長 その他意見はございませんか。
それでは、書類の文言の整理と、配置図を整理し、指定対象と指定対象となら

ないものを明確にしてください。

では、第1号議案及び第2号議案は諮問案件ですので、答申することが必要ですので、採決に入りたいと思います。K S 邸について、景観法に基づく景観重要建造物として指定する。又、合わせて都市景観形成建築物等の指定を解除すると答申することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

会長 異議なしということですので、議題第1号につきまして、「景観重要建造物として指定する」として、議題第2号につきまして、「都市景観形成建築物等の指定を解除する」として、答申いたします。

(2) 議題第3号・議題第4号

【説明】

事務局

それでは、議題第3号「景観重要建造物K R 邸の指定について」と、議題第4号「都市景観形成建築物等（第11号）K R 邸の指定の解除について」を併せて説明させていただきます。

物件名はK R 邸です。現在は条例に基づく都市景観形成建築物第11号に指定されているほか、「ひょうごの近代住宅100選」に選定されています。

また、K S 邸と同様に、今年3月29日に、母屋が「国登録有形文化財」に指定されました。

K R 邸の位置は、資料の緑色の部分が阪急電鉄雲雀丘花屋敷駅です。赤色の部分が物件の位置になります。敷地の西側がK S 邸です。

こちらが、配置図です。敷地の北側と南側に道路があります。敷地の西側がK S 邸、道路の南西側には高碓記念館があります。

建物の概要について説明いたします。

敷地面積は、681.76㎡、母屋の延べ面積は、201.22㎡です。建物の構造は、地上2階建て、スキップフロア型の木造住宅です。建設時期、設計者は不明ですが、所有者への聞き取りにより、1931年（昭和6年）より以前に建設されたと考えられます。雲雀丘の閑静な住宅地の段丘上の南斜面に建つ、傾斜地を生かしたスキップフロア型の住宅です。外観には独創的な装飾が施され、ロジ風の趣があるのが特徴です。庭は当初の外構に手が加えられ、花やハーブの溢れる美しい庭園になっています。

次に、外観の特徴について説明いたします。濃い茶色に塗装された下見板張りの外壁、縦羽目板張りの破風、青緑色のスペイン瓦葺きの切妻大屋根が特徴です。建物形式は地形に合わせた分棟形式で、外壁には白い格子状の壁面飾りがあり、基礎部分の丸太組み、玄関周辺の磨き丸太組みや白樺を使った装飾が特徴的で、ロジ風の趣を与えています。道路沿いには生垣や花木が植えられ、豊富な緑越しに個性的な外観の建物を望むことができます。南壁面にはツタやノウゼンカズラが登はんしており、冬期以外は緑に覆われています。南側が1階建て、北側が2階建てのスキップフロア形式で、南側道路からは平屋に見えます。

庭・外構について説明します。南側道路沿いは、石積みの上にカイヅカイブキの生垣、その内側にマツやモミが植えられています。門の前には駐車スペースがあり、その後ろは石積みで、サクラやクロマツなどが植えられ、植栽越しに建物が垣間見えます。北側道路沿いは玉石積みの上にアラカシの生垣が植栽されています。居間の南側には芝生の庭園が広がり、敷地の段差を活かして小さな池や石組みの花壇などが設けられています。建物の南壁面はツタやノウゼンカズラで覆われ、夏にはノウゼンカズラのオレンジ色の花が咲き誇り建物の魅力を高めています。南北に道路があり、それぞれからアプローチできますが、南側がメインアプローチです。東端にある鉄製の門を入り、乱貼りの舗装の階段を上り、見返すと玄関ポーチに至ります。玄関周りは節のある磨き丸太で構成され、竹をモチーフにしたステンドグラスや、玄関ポーチの庇や手すり格子には白樺を使用し、和洋折衷のデザインとなっています。玄関を入るとサンルームのようなタイル張りの土間があり、大きな居間へ直接入る形式となっています。

次に保全・整備の基準について、説明いたします。先ほど説明しました外観の特徴のうち、特に特徴的な部分を中心に保全することになりますので、保全、整備の方針は、建物の位置と外観、沿道の木々を中心に保全することとします。

外観・意匠・構造・材料・色彩に関しては、現状の位置で保全します。建物外観の意匠、材料、色彩について現状の保全に努めます。独特の色調が特徴的であるスペイン瓦葺きの屋根を保全します。

敷地の利用、植生に関しては、建設当初から植栽されている樹木の保全に努める。南側道路沿いの生垣や花木、南側壁面に登はんしているノウゼンカズラは、建物と一体となって良好な沿道景観を創出しているので重点的に保全します。南側道路沿いの生垣は隣地との一体的な保全に努めます。建設当初のものと考えられるアプローチの乱貼り舗装を保全します。

保全・修復に関しては、屋根のスペイン瓦は、同質の瓦の確保が困難であると思われるので、改修時に代替品を選定する場合には、建物のイメージを壊さないよう十分に配慮する。増改築はされていますが、元の姿を生かしながら生活しやすいよう愛着をもって改修されていることから、今後も現状のまま維持保全に努めます。当初から残っている玄関ステンドグラスや照明は保全に努めます。

次に、指定の範囲について説明いたします。指定範囲は敷地全体とします。①母屋、②庭園を、景観重要建築物として指定します。

以上、ご説明しましたKR邸は、市や雲雀丘地区の良好な景観の形成に大きく寄与しており、歴史的にも建築学上も価値のあるものですので、景観重要建築物として指定する十分な価値を有しているものと考えております。

今後の予定ですが、指定名称は、都市景観形成建築物の指定名称を引き継ぎ、「KR邸」とします。指定日は、本日の景観審議会での答申をいただいた後、所有者に書面による同意を頂き、指定の告示を行う予定となっております。

引き続き、議題第4号「都市景観形成建築物等（第11号）KR邸の指定の解除について」について説明させていただきます。

KR邸の都市景観形成建築物等の指定番号は、第11号、指定年月日は平成13年5月1日です。

景観重要建築物の指定について、所有者に書面による同意を頂き、指定の告示を行った場合、都市景観形成建築物等の指定を解除いたします。

以上で、
議題第3号「景観重要建造物（KR邸）の指定について」
議題第4号「都市景観形成建築物等（第11号）KR邸の指定の解除について」
の説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑応答】

- 会 長 議題1号と共通事項として、文言の整理と、図面の整理をして指定対象とならないものを明確にして頂くとして、その他にご質問、ご意見がありましたらお願いします。
- 委 員 保全・整備の方針で、今回は建設時期が「1931年（昭和6年）以前に」となっていますが、KS邸では「1927年（昭和2年）頃に」と記載されています。なぜ表現が異なるのですか。
- 事務局 都市景観形建築物等として指定するために調査した際の聴き取りを忠実に記載しているものです。
- 委 員 3-(2)で、その他は「保全する」「保全に努める」となっているのが「保存する」になっています。文言の間違いですか。
- 事務局 間違いです。修正いたします。
- 会 長 この物件は、緑が繁茂しすぎのように思いますが、建物にダメージを与えていませんか。
- 事務局 所有者からは、年に何回か業者を入れて庭木の手入れをしていると聞いていますし、放置されている状態ではないことを確認しています。ただ樹木が大きく育ちすぎて手入れが間に合わないように見受けられます。
- 委 員 植栽に関する助成金は、どのようなものが対象ですか。
- 事務局 昨年までは剪定費も助成の対象となっていたのですが、今年度からは市の財政事情により、剪定は対象外となりました。市役所内でも様々な意見があり、植栽に関する助成そのものが不要ではなしかとの意見も出ております。
- 委 員 宝塚市の景観行政が、他の市や町と異なり良い点は、緑に対してきっちりと助成していることだと思います。これは宝塚市らしさを保つために重要な施策です。
- 事務局 植栽に関する助成金については、残せるよう努力します。
- 委 員 樹木が茂り過ぎて建物が湿気ていないか心配です。屋根の瓦に苔が付着しているように見受けられますので、建物へのダメージがあると思います。

会 長 建物西側テラスのタイルがひび割れていたようですが。

事務局 大きな桜の木が植えられており、その根が成長してタイルを割っているようです。

事務局 所有者からは、この部分を修繕したいとの意向を伺っています。

委 員 タイルを張り直しても、桜を何とかしなければ、また同じことになると思います。

事務局 そこも含めて、所有者は悩んでおられます。根の一部が建物の下まで入っているようです。

委 員 所有者は、誰に相談したらよいかわからないので深刻になられる方が多いです。兵庫県には、樹木のヘリテージマネージャーがおられます。無料ではないかもしれませんが、市が紹介し、繋いであげて、相談されると良いと思います。
この地域の方々は、樹を切る、緑を減らすことに対して忌避感を持っておられるように思いますが、緑は、多ければ多いほど良いというものではありません。時期がきたら、順番に更新していかなければならないので、まずは専門家と相談して頂くと意識も変わっていくので良いと思います。

委 員 樹木医の派遣も助成の対象となるのですか。

事務局 助成対象となる経費の種別として「植栽にかかわる経費」と区分しているだけで、取り扱いはいくつか決めていません。

委 員 県の場合は、景観形成重要樹木の場合は、樹木医の派遣ができる助成制度があります。

委 員 宝塚市で植栽の保全に関して相談できる窓口はありますか。

事務局 ありません。

委 員 県には、文化財課が所管している「みどりのヘリテージマネージャー」という制度があります。ただし、派遣は有償となります。

事務局 宝塚市は植木のまちでもあるので、個人での相談は植木屋や、山本の「あいあいパーク」を利用されているのではないかと思います。ただ、市としては、どの業者が良いとか、業者を紹介したりすることは出来ません。

委 員 植栽に関する助成金は、もっと段階的な助成制度を考えて頂きたいです。
例えば、庭木の剪定した際には、枝葉の処分が非常に大変です。個人で剪定した場合には、ごみ袋に入るよう小さく切らなければなりません。切った枝をそのまま回収して頂けるなら、個人でも、もっと作業をしてもらえるとと思います。広いお庭なので、現状は庭木の手入れは業者に任せるしかありませんが、個人で手入れをすることに対しても、何らかの手助けができれば、助成金としての負担が減ると思

ます。

委員 庭が広く、樹木が多いので、手入れが追い付いていないように見えます。

委員 樹木が大きく育ちすぎて、素人が手入れするのは難しい状態に見えます。

委員 宝塚の景観を守るという事を考えるときには、まず緑を守ることが一番効果のある現実的な取り組みだと思います。

会長 その通りだと思います。ただ、写真を見ると街路景観と言っても緑しか見えない状況ですので、もう少し庭木を手入れする必要があると思います。

委員 建物が見えない状況ですから、もう少し手入れが必要ですね。

事務局 道路沿いには緑があり、緑の間から建物が見え、その後に山を望むという景観が宝塚らしくて良いと考えております。

委員 適度に剪定する必要があります。

事務局 ここで、本日欠席されています委員から事前に頂いたご意見を照会させていただきます。

「南側に 1 本ヒマラヤスギがあります。K S 邸と同様の配慮が必要です。」とのご意見です。

委員 将来的には景観重要樹木として何本か指定することも検討して欲しいと思います。住宅地が開発された時代によって流行した樹木があり、その時代感が今も残っていますので、このまま保全していただくのが宝塚らしい景観を守ることになると思います。

事務局 例えば、大きくなり過ぎて管理が難しい樹木は、将来的には同じ樹種で植え替えることになると思いますが、そのような樹木でも景観重要樹木として指定することを検討した方が良いのですか。

委員 全国的には天然記念物として指定されているような樹木が、景観重要樹木に指定されているようです。ただ、景観としての指定ですので、樹木を守る事が出来れば、植え替えても良いと思います。

事務局 以前の審議会でも、老木になってもとにかく残すという事が保存ではなく、同じ樹種で植え継いで保つことが保存であるとのご意見を頂きました。

委員 登記簿を確認し、建築時期を調べておいた方が良いと思います。基本的には、明治の時代まで遡って確認できると思います。

委員 屋根瓦は、一般的なスペイン瓦ではないように見えます。スペイン瓦風の S 字瓦のように思われますが、スペイン瓦と記して良いのですか。

事務局 所有者のご意見を伺って「スペイン風の洋瓦」など、文言の修整を検討させていただきます。

委員 この物件の概要書は、景観重要建造物単体が、どのような特徴でどのような価値があるかについて書かれているだけですが、もう少しこの地域の中での、この建物の位置付け、役割評価という事を記載するべきだと思います。

今回、K S 邸とK R 邸の二軒が並んでおり、近くに高碕記念館もあることを謳っていますが、雲雀丘の斜面地で同時期に建築されたもので景観を形成しているということが大事であり、そういう評価も付け加えることで、雲雀丘の建物だから特に景観を守る必要があるということに繋がると思います。

会長 その他意見はございませんか。

委員 保全・整備基準の 2- (1) で「現現状の」となっています。

事務局 「現状の」に修正します。

会長 その他意見はございませんか。

では、第 3 号議案及び第 4 号議案は諮問案件ですので、答申することが必要ですので、採決に入りたいと思います。K R 邸について、景観法に基づく景観重要建造物として指定する。又、合わせて都市景観形成建築物等の指定を解除すると答申することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

会長 異議なしということですので、議題第 3 号につきまして、「景観重要建造物として指定する」として、議題第 4 号につきまして、「都市景観形成建築物等の指定を解除する」として、答申いたします。

3 その他協議事項

(1) 花のみちリニューアル整備計画（道路管理課）

※同整備計画について道路管理課から説明を行い、委員から意見を伺った。

[景観審議会の議題ではないため議事録省略]

4 閉会